

河合町議会会議録

令和6年 6月19日 開会

河合町議会

令和6年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （6月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第42号、議案第45号、議案第49号、議案第50号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第43号、議案第44号及び議案第46号から議案第48号の委員長報告、討論、採決	8
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	18
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	20
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

令和 6 年 6 月 1 9 日（水曜日）

（ 第 4 号 ）

令和6年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年6月19日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第42号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第45号 河合町公民館設置条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第49号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第50号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて
- 日程第 5 議案第43号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第44号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 7 議案第46号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第47号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について
- 日程第 9 議案第48号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第10 議案第51号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第11 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
生活環境部長	佐 藤 桂 三	まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁
教育委員会 教育振興部長	中 尾 勝 人	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
税 務 課 長	木 村 浩 章	福祉政策課長	浦 達 三

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年第2回定例会を開会します。

本日の定例会は、録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合があります。ご了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日は、議会運営委員会を開会していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より報告願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました議案第42号、第45号、第49号、第50号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第43号、第44号、第46号、第47号、第48号を審議し、次に追加議案第51号について審議いたします。

また、奈良県後期高齢者医療広域連合会議員の選挙を実施いたします。

最後に、議会運営委員長より提出しております所管事項の閉会中の継続審査を審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定します。

◎議案第42号、議案第45号、議案第49号、議案第50号の委員長

報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第42号、日程第2、議案第45号、日程第3、議案第49号、日程第4、議案第50号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、杵本光清総務文教常任委員長より報告を求めます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本委員長。

○8番（杵本光清） 総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号、第45号、第49号、第50号について、6月13日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第42号 令和6年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

個別外部監査委託料の算出根拠について質疑があり、監査人と監査人補助人2人の計3人体制を予定しており、1時間1万1,000円で90時間実施を想定しているとの答弁がありました。また、放課後児童対策事業費の償還金の発生理由について質疑があり、令和2年10月から令和3年6月にかけて、他市町村で会計検査院の实地検査があり、47市町村のうち18市町村で学童保育の開所日数の誤りが発覚しました。これに伴い全国的に調査があり、本町でも精査した結果、令和2年度分で補助金の申請誤りが発覚したので、この時点で修正の報告をし、国庫補助の返還を令和4年度予算で令和5年4月14日に返還し、今回、県補助金の償還が確定されたためとの答弁がありました。

委員外議員からの質疑が1名の方からありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第45号 河合町公民館設置条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

パソコンの年間使用者数や、使用時間数、値上げの経緯等について質疑があり、パソコンクラブ員は46名で、1日2時間、月に2回クラブを開催されている。新たに契約するパソコンリース料が現在の約2倍の金額となる予定のため、1時間200円の使用料を300円に値上げし、受益者負担をお願いする。また、今回予定の5年リース終了後のパソコンは返却になるとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第49号 財産の取得については、理事者より説明を受けました。

今回購入する、廃棄物運搬脱着ボディーシステム車両へは、何を積載し、どう活用するのかとの質疑があり、一般持込みのごみと草刈り工事等の持込みごみは、一旦清掃工場で受け入れ、今回購入する車両に積み替えて、まほろば環境衛生組合の中継施設に持っていくとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第50号 個別外部監査契約に基づく監査によることについては、理事者より説明を受けました。

団体に対する補助金の支出について、個別外部監査を実施するに当たり、人的補助等も含まれているのかとの質疑があり、今回の外部監査は、団体に対する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則、これに基づく手続が妥当なのかを監査してもらうため、この規則に基づき支出しているもの全てが監査の対象になるので、人的補助も含まれると考えているとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第42号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「議長、討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の一般会計補正予算の内容は、基本的には実務的、また必要な内容だとは思っておりま

す。しかしその中で、新規事業として新型コロナウイルス予防接種の費用が計上されております。今回、1人当たり1万5,300円の委託料のうち、個人負担として3,500円、そして国の助成金8,300円で、残りを町の負担とするという内容の予算となっております。

当初の説明では、接種者の自己負担分を軽減するため、財源としてコロナ基金を充てる補正予算と聞いておりました。しかし、内容的には周辺自治体で協議した上での3,500円の自己負担はそのまま、制度上、町として負担せざるを得ない費用にコロナ基金のほぼ全てを活用するという内容になつております。

本来、コロナ基金が、基本的には寄附等で成り立っておるわけです。そして、通常の制度で適用できないことに支出するというのが本来のものではないかと考えております。

そういう点で、もし基金がなければ財政調整基金などを活用して、財源確保をしなければならないものだと思います。その上で、3,500円の自己負担軽減のために基金を活用するというのであれば、やむを得ないと思っておりました。

そういうことで、今回のコロナ基金の活用の仕方、また財政運用にそういった点では納得しがたく、一般会計補正予算に反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数でございます。

よって、議案第42号 令和6年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第45号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論をお願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回のパソコン使用料の改定は、リース更新で新機種となる機械に1時間200円を300円に

値上げするという案になつとります。それと同時に、基本的にリース料を受益者負担でほぼ100%賄うという考え方で設定されておるといふうに理解しております。

今、住民の暮らしは物価高で、年金も含め実質的な可処分所得が減っているという状況です。そのような中で、住民の活性化と、また、住んでよかったと実感できるような活動に、多くのサークルや公民館活動もあるかと思います。それだけに、このような活動をじわじわと抑制する効果につながる使用料の値上げは極力抑えるべきだと考え、今回反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第45号 河合町公民館設置条例の一部改正については可決されました。

議案第49号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第49号 財産の取得については可決されました。

議案第50号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第50号 個別外部監査契約に基づく監査によることについては可決されました。

◎議案第43号、議案第44号及び議案第46号から議案第48号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第43号、日程第6、議案第44号、日程第7、議案第46号、日程第8、議案第47号、日程第9、議案第48号を厚生建設常任委員会に付託してありますので、中山義英厚生建設常任委員長より報告求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山委員長。

○5番（中山義英） 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月7日の本会議において、当委員会に付託されました議案第43号、第44号、第46号、第47号、第48号について、6月13日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第43号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

介護報酬改定に伴うシステム改修業務について、施設サービスを利用した際の居住費の負担限度額が令和6年8月から変更になるとの説明を受けて、対象者の人数や条件について質疑がありました。理事者からは、令和5年度において対象者は145名で、非課税世帯とその世帯の預金通帳の預金残高が一定以下、この2つの条件を満たす方について対象となるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第44号 令和6年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明

を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

人事異動に伴う増額補正について、科目ごとの詳細の説明を求める質疑がありました。理事者からは、人事異動2名分の人件費で総係費の科目281万2,000円の増額分は、給料、手当、法定福利費であること、また特別損失の科目6万1,000円の増額分は、令和6年度より公営企業会計が始まることから、地方公営企業が適用される初年度のみ、賞与引当金、繰入金を計上しているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第46号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

管理組合の解散に伴う経緯等について審議がありました。理事者からは、債権額が大幅に減少したことや償還期限が未到来の債権はほぼなくなっていることなどにより、集中管理で効率的に回収を進めていくことが難しい状況となり、平成30年1月29日の構成市町村全体会議では令和6年度末の終息に向けて継続することを決議し、構成市町村から決議への同意書が提出されました。このような経緯と現状を踏まえて、令和7年3月31日をもって解散することになりました。

また、会議等に関しては、構成市町村全体会議及び在り方検討委員会の会議が3回開催され、令和5年度末時点では全体会議が2回、諸課題検討会議が3回、事務方会議が3回開催されていますとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第47号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

管理組合の解散に当たり、現時点での貸付金の未収金が何件で何名分あるのか、また今後、河合町が債権回収をするに当たり、どのような困難が予想されるのかとの質疑がありました。理事者からは、令和5年度末で3資金の債権件数が17件、対象者が12名、残債権額は合計6,469万1,476円となっており、管理組合解散までに現状をしっかりと把握した上で事務を引き継ぎ、困難な案件については町の顧問弁護士に相談しながら対応していくとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第48号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合電算システムの著作権について、放棄するとあるが、今まで蓄積されたデータは今後どのように移管及び破棄されるのかとの質疑がありました。理事者からは、解散に伴い償還台帳等を含めて必要になってくるため、解散後は各市町村の内容を使用できるシステムを購入する予定であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第43号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第43号 令和6年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第44号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第44号 令和6年度河合町下水道事業特別会計補正予算については可決されました。

議案第46号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」「討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 反対討論をさせていただきます。

常任委員会でも、私は反対の意思表示をさせていただいておりますが、常任委員会中に質疑を行うによって、疑義を晴らすことができませんでした。また、それについて回答を、この最終日の本会議までに提出いただいている形で、非常に職員の方には努力していただいたというのは理解してはいるんですけども、そもそもの形として、しっかりと新たに選ばれた森川町長に対してこの解散の経緯、そういったものが説明されていたのかと、それとあわせて、この議会に対してその段階ごとに説明がなされていたのかというところの部分がどうしても疑義が晴れません。

今後、解散の協議を始めるというものに当たって、現状把握という部分で、所掌の部署においてどういった形で認識されているのか、そういったものが非常に不透明なところがございまして、襟を正していただきたいという思いを込めて、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第46号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更については委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」「討論求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私のほうからは、反対討論をさせていただきます。

さっきの、前の議案と同様なんですけれども、常任委員会でも反対の姿勢を示させていただきました。内容に即した形で討論をさせていただきますと、解散に関する協議を始めますと、それに当たってこの内容を認めてもらいたいという形のものであります。

しかしながら、さっきの議案の反対理由でも述べましたが、河合町においては6,469万1,476円の債権が発生するという形になっていきます。それをどのように回収していくのか、そういったところの部分のビジョンまたスキームが、はっきり言いますと、その常任委員会中には確認できませんでした。協議に参加するのであれば、しっかりとそういったものを事前に決めておいて協議に臨むといった姿勢が必要だと私は考えます。

言葉として悪いかもしれませんが、これもしかすると、特別会計のまま塩漬けになる可能性もあると。そういった危惧を私としては感じているところでございます。

しっかりとそういった方針を定めた上で、協議に臨んでまいりますといったものを、しっかりと議会側に示していただきたい。そういった希望も込めまして、今回に関しましては反対理由として討論させていただきました。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私のほうは、賛成討論をさせていただきます。

賛成も反対も同じ理屈なんですけれども、今度、未収債権を河合町のほうで回収される、そうしたときに、やはり河合町の今の組織を見たときに、果たして大丈夫なんかなと。やはりこれ住宅課のほうで徴収されるということは聞きましたけれども、やはりその辺のノウハウとかからいくと、ちょっとやはり不十分かなと。だから、やはり外部から弁護士1名を雇う、そういった債権回収のプロジェクトチームをつくって、やはり先ほど常盤議員も言われたように目標を立てる。6,000万あるということで、毎年1,000万ずつでも回収していきますよということで、できるだけ6年間ぐらいで終わるような、そういった計画を立てて、ぜひ進めていただきたい。その辺の、頑張ればできると思いますので、期待を込めた形で、私は賛成のほうで今させていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結します。

これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第47号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散については可決されました。

議案第48号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第48号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分については可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より追加議案第51号の1議案について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、本定例会に追加議案として上程いたされました議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号 令和6年度河合町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億7,200万円を追加し、予算総額を92億6,865万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の総合経済対策に伴い、低所得者支援及び定額減税による補足給付を実施するものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

8、9ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目37新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費、価格高騰交付金低所得世帯支援分では、低所得者支援及び定額減税一体給付金事業を実施するとして1億7,200万円増額するものでございます。

なお、本事業につきましては、国庫補助金が100%充当されます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6、7ページをお願いいたします。

款15国庫支出金では、事業の財源として地方創生臨時交付金を1億7,200万円増額するものでございます。

なお、本事業に係るシステム改修費等につきましては、早期に対象者に給付できるよう先の5月臨時会に提案し、可決いただいております。

以上、歳入歳出1億7,200万円の増額補正となっております。

議案第51号の説明は以上となります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（疋田俊文） 日程第10、議案第51号 令和6年度河合町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 2点、質問させていただきます。

1つは、今回の議案がなぜ当初議案でなくて、追加議案として出されたのかということが1点です。

もう一つは、具体的な中身について、説明としては低所得者支援、定額減税一体給付ということなんですけれども、具体的には対象者、また金額、そして給付方法、時期などについて

てはどのような事業なんですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、1点目にご質問いただいております追加議案として提出した理由でございますが、今回定額減税し切れないと見込まれる方への、いわゆる補足調給付などの業務につきましては、令和6年度の住民税の課税情報等を基に給付する必要があるでございます。このため、給付金額を確定させるためには、個人住民税の課税決定、これが本年だと6月3日になっておりまして、それを待つ必要があるございまして6月議会の当初議案の締切りであるとか、そもそもの議案送致に間に合わなかったという理由になっております。

続きまして、今回の事業の具体的な中身なんですけれども、まず予算書の説明欄にあります低所得者支援の部分でございますが、こちらにつきましては、令和6年度、新たに住民税の非課税世帯等に係る世帯に給付するものになっておりまして、昨年度まで実施しておった事業なんですけれども、新たに対象となられた方、世帯に1世帯10万円、そしてもし18歳以下の子がおられる場合には5万円の給付金を支給する部分となっております。

そして、後段にございます定額減税につきましては、今実施しております住民税及び所得税の定額減税し切れないと見込まれる方への補足調整給付ということで、これらにつきましてはその見込まれる方にこれから通知を発出して、その部分の給付をさせていただくという事業になります。

最終的に、その対象者数等でございますが、まず前段の低所得者支援の部分につきましては350世帯の方が見込まれております。これに10万円を掛けまして3,500万円。そして、お子様の部分に関しましては40人のお子様を見込んでおりまして、1人当たり5万円ですので200万円。そして、後段の定額減税の補足調整給付の部分につきましては、対象者を3,200人と見込んでおりまして、こちら単価というものはないんですけれども、1億3,500万円という予算の積算をしております。

以上でございます。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ありがとうございます。大体分かりましたが、最後の補足し切れないというのは、具体的にはどういう人が対象になるんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の定額減税につきましては、住民税で1万円、そして所得

税で3万円減税するものなんですけれども、そこに例えば、税法上の扶養の方が多くおられる場合であって、しかも納税額が少ない場合、どうしてもその減税だけで、減税し切れない方がおられます。そういった方をあらかじめ前年度の所得の情報などを基に推計いたしまして、そういう減税し切れないと見込まれる方にはご案内を差し上げて、その部分を万単位で繰り上げた金額を支給させていただくというものになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 歳出ですね、9ページの部分のところの部分で質問させていただきます。

低所得者支援及び定額減税一体給付金という形で、さっきの坂本議員の質疑において把握はさせていただいておるんですが、実際に支給予定の件数、そういったものを把握しております。私はちょっと確認のために質問をさせていただきたいのは、令和6年の、要は数値に基づいての対象者でいらっしゃると思うんですけれども、住民税とか要は確定したという形でありますんでね、これ令和5年における住民税非課税世帯と均等割課税世帯、どのぐらいの件数であって増減しているのかというところを、できれば確認したいんですけれども、ご答弁いただけますか。

○議長（疋田俊文） 課長。

○福祉政策課長（浦 達三） はい、すみません。令和5年度の非課税世帯及び均等割世帯ということで、お答えさせていただきます。

非課税世帯につきましては、実績値で1,884世帯となつとります。均等割世帯につきましては384世帯という形で実績になつとります。なお、子供加算につきましては、166世帯という形でなつとります。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） 私のほうから2点、ちょっと確認させてください。

先ほど、小野次長の説明では6月3日時点での住民税の課税情報ということで説明されたと思うんですけれども、6月3日時点で申告のない、未申告者の取扱いはどうなされてんのか、それと河合町の中におきましても、住民票はあるけれども実際居所不明といった方がおられると思うんです。そういった方の取扱いもどうされてんのかということです。

ちょっとすみません、1番に戻るんですけれども、6月3日の時点で未申告者、それと及

び例えば、6月3日時点ではそこそこ課税されていた、その後修正申告か何かで実際は減ったと、所得が。そういった場合とか、そういう増減が生じる場合もあるんで、その場合の取扱いをちょっと教えてください。

○議長（疋田俊文） 課長。

○税務課長（木村浩章） 6月3日時点での未申告の方という形なんですけれども、こちらにつきましては、例年夏頃には調査しているんですけれども、減税の関係もございますので時期を早めに、また調査のほうしていく予定をしております。

なお、修正申告等で税額等変わった方の取扱いなんですけれども、定額減税に関しましては減税額、扶養が増えたり減ったりというので、税額の変更は出てきます。調整給付に関しまして、もし給付額が増えるというパターンなんですけれども、その場合は来年度、追加給付という形で国のほうが予定しております。

以上となります。

居所不明の方なんですけれども、こちらの方に関しまして、未申告者と同じような扱いになってきますので、そちらのほうも調査したり、他市町で課税されている方の場合は他市町村から通知のほう来ますので、そちらの方は除外者という形で扱う形となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） ちょっと分かりにくかったところがあつて、未申告者に対しては取りあえず前年度実績を見て支給すんのか、それと居所不明の方に対しても、去年あったとき、ある程度去年はおられて今年は不明やとしたときに、支給する場合は、何か公示送達か何かそういう形を取られるのか、そこもちょっともう一回ちょっと教えてください。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○税務課長（木村浩章） 居所不明の方とか未申告の方なんですけれども、6年度課税分で未申告となっている方に関しましては、課税情報が今の時点ではない状態になっておりますので、給付とか減税の対象かは今の時点では全く分からないという形になっておりますので、申告等を促していく形になります。

居所不明の方に関しましても、同じような取扱いとなっていきます。

課税情報ございませんので、支給というのはございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第51号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第51号 令和6年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

◎奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（疋田俊文） 日程第11、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する後期高齢者議会議員について欠員が1名生じました。そのため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、3名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数による当選人を決定することになっております。会議規則第32条第2項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条第2項の規定にかかわらず、候補者の得票総数までを報告することにいたします。

これより投票を行います。

それでは、議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は12名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に常盤繁範議員、梅野美智代議員を指名します。

それでは、投票用紙をお配りします。

なお、候補者の記名につきましては、お手元に既に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。念のため申し上げますが、記名は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長（正田俊文） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（正田俊文） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（正田俊文） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、杵本貴司議員から順番に投票願います。

白票は無効であります。

それでは投票願います。

(投票)

○議長（正田俊文） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（正田俊文） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

常盤繁範議員、梅野美智代議員、開票の立会いを願います。

(開票)

○議長（正田俊文） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数は12票、有効投票は12票、無効投票はゼロです。

有効投票のうち、青木義勝議員5票、松田哲子議員1票、坂本博道議員6票。

以上のとおりです。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（正田俊文） ただいまの選挙の結果については、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告をいたします。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続したいという申出がありました。

お諮りします。

委員長よりの申出のとおり、閉会中も継続調査をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で今期定例会で付議されました案件は全て終了しました。

よって、令和6年第2回定例会をただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前10時50分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 岡 田 康 則

署 名 議 員 杵 本 貴 司